2024年度一般職試験（大卒程度試験）（行政関東甲信越地域区分）

要 保 管

第2次試験受験者の皆様へ

人事院関東事務局第二課任用係
〒330-9712 さいたま市中央区新都心1－1
☎ 048-740-2008

Ⅰ　提出資料

①「面接カード」　…「一般職大卒」の様式に必要事項を入力等の上、3部提出してください。

②「住民票記載事項証明書」　… 第1次試験時に配布した「受験心得」から用紙を切り取り、市役所等で証明を受けたものを提出してください。

③「卒業証明書又は卒業見込証明書」　… **2003（平成15）年4月2日以降に生まれた方**は、受験申込書に記入した学校が発行した卒業証明書又は卒業見込証明書を提出してください。

Ⅱ　官庁訪問〔7月2日（火）午前9時から開始しています。〕

〔採用情報NAVI〕

各府省等のホームページにおいて、官庁訪問や業務説明の日時・場所・参加方法・予約受付等の情報を掲載しています。官庁訪問の詳細は、国家公務員試験採用情報NAVIを参照してください。
〔https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.html〕

Ⅲ　最終合格から採用までの手続

〔合格発表〕　〔ﾊﾟｰｿﾅﾙｺｰﾄﾞ〕

1　最終合格者の発表〔8月13日（火）午前9時〕

インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
〔https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html〕

また、合格者には、得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。

「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕

なお、**合格通知書は再発行できませんので、指定の期間内【9月12日（木）17：00まで】に必ずダウンロード**してください。

2　整理番号

整理番号とは、**合格通知書の右上に記載してある番号です（受験番号とは異なります。）。**

最終合格者発表日以降、人事院及び各府省等への照会や連絡等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

3　採用内定までの流れ

⑴　最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といいます。）に試験の区分ごとに得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者（以下「採用候補者」といいます。）となります。

⑵　各府省等は、採用候補者の中から面接を行い、採用者を決定します。

⑶　人事院は、名簿、受験申込内容及び事前に登録されている採用志望情報に基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報（氏名、連絡先等）を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報の保護に十分留意した上で、各府省等に通知します。

⑷　最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています（採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。）。

⑸　各府省等では、採用予定者に対し10月1日以降、採用内定を行います。

4　各府省等との採用内定のルール《厳守事項》

①　採用内定を受けることができる府省等は1つのみです。
②　採用内定後には、他の府省等の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、既に採用内定していることを伝えてください。
③　採用内定した場合には、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
④　採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用内定を応諾する場合には、その後に辞退することがないよう慎重に判断してください。

5　名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格者発表の日から5年間です。

名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができますが、官庁訪問の結果、各府省等から内定を受け、実際に採用された場合は、名簿から削除されます。

なお、進学や民間企業等への就職により一度、**名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されることはありません。**

有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので留意してください。

〔意向届オンラインシステム〕　〔意向届 Q&A〕

Ⅳ　最終合格した場合の提出資料

「意向届」　…　最終合格者の発表後、次表を参照し、人事院ホームページの国家公務員試験採用情報 NAVI 内の「意向届オンラインシステム窓口」より必ず提出してください。4ページの「意向届提出事例」及び「意向届に関するQ＆A」も参照してください。

〔https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html〕

※「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。入力した個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

事　由	意向届の提出時期	留意点
1　一般職試験（大卒）からの採用（内定・内々定）が決定した場合	事由が確定後、**直ちに提出**してください。以後は、提出の必要はありません。	
2　今後の採用は希望しない場合	事由が確定後、**直ちに提出**してください。以後は、提出の必要はありません。	※「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、事由4に従い、再度、意向届を提出してください。
3　採用希望時期の延期を希望する場合	登録済の採用志望情報や、過去に提出した意向届で申し出た採用希望年度から変更がある場合には、必要事項（変更理由等）を入力し**直ちに提出**してください。	※採用志望情報で選択した採用希望年度から変更がない場合は、提出の必要はありません。
4　引き続き採用を希望する場合	**第1回：2024（令和6）年8月31日（受信有効）** **第2回以降：10月、1月、3月、4月、7月の各月25日以降末日まで**	※第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。意向届の提出がない場合、採用希望者として各府省等へ紹介することができません。 ※採用希望年度を延期している方で、官庁訪問の結果、採用（内定）を得られず引き続き官庁訪問を行う場合も必ず提出してください。

意向届オンラインシステムの利用方法

① インターネットで〔https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/〕までアクセス
＜人事院ホームページからのアクセス＞
「国家公務員試験採用情報 NAVI」→「採用情報」→「意向届の提出・合格証明書の発行」→「意向届オンラインシステム窓口」

② 「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック

③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック

④ 「意向届ログイン」画面において、試験年度、試験名、試験区分、メールアドレス（採用志望情報登録で登録した意向等確認用のメールアドレス）を入力して、「ログイン」をクリック

⑤ 「ワンタイムパスワード認証」画面において、入力したメールアドレスに届いたワンタイムパスワードを入力
以下の項目については、1、2、3、4のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。
- ○ **1　一般職試験（大卒）からの採用（内定・内々定）が決定した**（採用予定時期：西暦　　年　月）
- ○ **2　今後の採用は希望しない**（1の場合はこちらを選ぶ必要はありません）
- ○ **3　採用希望時期の延期を希望する**（採用希望時期：西暦　　年4月から）
- ○ **4　引き続き採用を希望する**（1の場合はこちらを選ぶ必要はありません）

⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック

⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

Ⅴ　採用等に関する照会先

1　各府省等の採用担当部署

〔採用予定機関一覧〕

人事院関東事務局ホームページに掲載している採用予定機関及び採用予定数一覧をご覧ください。
〔https://www.jinji.go.jp/content/000004074.pdf〕

2　人事院関東事務局

採用等に関する相談は、人事院関東事務局第二課任用係までご連絡ください。

担　当	電 話 番 号	所 在 地
人事院関東事務局第二課任用係	048-740-2008	〒330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1　さいたま新都心合同庁舎1号館6階

採用までの流れ

※　大切な事項です。必ずお読みください。

第一次試験合格者発表

官庁訪問事前予約開始

↓

※志望する府省等に関する知識を深めるとともに、合格後の採用に向けて自己 PR の重要な機会です。特定の府省にこだわらずできるだけ多くの府省等を訪問するようにしてください。

官庁訪問
・
採用面接

最終合格者発表

↓

※採用内定を受けることができる府省等は1つのみです。
「あなたを内定したい」という連絡を受けた場合には、応諾するか否かをよく考えて、採用内定を応諾する場合には、その後に辞退をすることがないよう慎重に判断してください。

採用内定の応諾

↓

【採用内定した場合】
・速やかに人事院に「意向届」を提出してください。
・採用内定後は、他の府省等から採用の面接等の連絡があったとしても、すでに採用内定していることを伝えてください。

採用

－よくある質問－

Q：　一般職試験（大卒程度試験）に合格しても、採用されないことはありますか？

A：　最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数よりも多くなっています。
　採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は各府省等の採用予定数が減少する場合も考えられます。
　官庁訪問を行うなど、自分から積極的に各府省等の採用担当部署へ連絡をとってください。

Q：　府省等からの採用面接の連絡が来ません。

A：　採用を希望する場合は、決められた方法で意向届をきちんと提出してください。
　また、電話番号や住所に変更があった場合にも速やかに人事院に申し出てください。採用面接等の連絡に支障をきたす場合があります。
　何よりも大事なことは、各府省等からの連絡を待っているだけではなく、採用を希望する府省等に官庁訪問して積極的に自己PRをすることです。

Q：　採用面接を受けたい旨の連絡をしましたが「採用面接は終了しました」と言われました。

A：　現在、採用面接が終了している場合でも、今後、欠員の発生等によっては採用面接を再開する可能性もあります。
　「採用面接を実施する際には、是非、面接を受けさせていただきたい」と、採用を希望する府省等に伝えておくことも1つの方法です。

意向届提出事例

最終合格した方は、必ず
意向届を提出してください

#01

国の機関から
（一般職（大卒程度）試験から）
内定をもらった！

意向届提出
①一般職試験（大卒）からの採用（内定・内々定）が決定した
を選択☑

地方・民間に進みます
国の機関を辞退して地方自治体や民間企業に就職することを決めた！

意向届提出
②今後の採用は希望しない
を選択☑

以後、提出の必要はありません

#02

地方自治体や民間企業に就職することを決めた！

意向届提出
②今後の採用は希望しない
を選択☑

【②今後の採用は希望しない】を選択しても、名簿有効期間内であれば、名簿から直ちに氏名が削除されることはありません。
国の機関に採用される意思がなければ**【④引き続き採用を希望する】での提出はおやめください。**

その後、名簿有効期間内で…

一度は就職したけど
地方自治体や民間企業を辞めて「やっぱり国家公務員として働きたい!!」と思ったら

意向届提出
④引き続き採用を希望する
を選択☑
【注意】意向届は10月、1月、3月、4月、7月の25日～末日に提出する必要があります。

国家公務員になります
国の機関から内定をもらった！

意向届提出
①一般職試験（大卒）からの採用（内定・内々定）が決定した
を選択☑

#03

国の機関からも地方自治体からも民間企業からも内定をもらっていない！

意向届提出
④引き続き採用を希望する
を選択☑
【注意】意向届は10月、1月、3月、4月、7月の25日～末日に提出する必要があります。

国の機関から採用面接のお誘いがくる場合があります。
また、人事院関東事務局では、採用面接を実施している機関をお伝えしています。（2月頃まで）
詳しくは人事院関東事務局までお問い合わせください。

国家公務員になります
国の機関から内定をもらった！

意向届提出
①一般職試験（大卒）からの採用（内定・内々定）が決定した
を選択☑

地方・民間に進みます
地方自治体や民間企業に就職することを決めた！

意向届提出
②今後の採用は希望しない
を選択☑

以後、提出の必要はありません

記載例はあくまで一例です。
提出方法や入力内容に迷ったら、人事院関東事務局までお問い合わせください。

意向届オンラインシステムはこちら

人事院関東事務局第二課任用係
☎ 048-740-2008